令和８年（フ）第３４５号
岐阜県関市虹ケ丘北15番２号
債務者　奥田　　仁
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３４６号
岐阜県関市虹ケ丘北15番２号
債務者　奥田　実子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第５２号
三重県多気郡明和町大字坂本1244番地18
債務者　引地　亮介
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第６１５号
福岡県春日市春日公園１丁目43番地　春日公園団地14棟104号
債務者　金子　里美
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３８１号
福岡市博多区住吉２丁目１番６－206号　ピュアドームグランディー博多、前住所福岡市博多区博多駅南２丁目８番33―602号　４ｉ－ＲＥＳＩＤＥＮＣＥ
債務者　中井　竜哉
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１４２４号
福岡県筑紫野市塔原東２丁目３番16号　コーポ堀江102号
債務者　高倉　未来
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６０１号
福岡市城南区長尾５丁目15番７号　イタリーヒルズ長尾　102号、前住所川崎市幸区南加瀬２丁目２番18号　レオパレスヨロズヤＤ202
債務者　荒井　　輝
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６９０号
福岡県大野城市若草２丁目19番６号
債務者　川内丸　努
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６９１号
福岡県大野城市若草２丁目19番６号
債務者　川内丸真由美
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７０１号
福岡市博多区住吉２丁目15番10―1004号　カーサ博多
債務者　ＳＡＬＡＺＡＲ　ＲＯＳＨＡＮ　ＳＡＮＴＯＳ
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７２７号
福岡市博多区相生町２丁目５番26号　プラスパ南福岡Ｃ棟　203号
債務者　満永　利幸
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７２８号
福岡市博多区相生町２丁目５番26号　プラスパ南福岡Ｃ棟　203号
債務者　満永　一利
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７３６号
福岡市西区周船寺２丁目13番46―106号　レオネクスト　ジアーズ
債務者　西田　義晃
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７５５号
福岡県春日市上白水５丁目３番地　リード春日ビル502号
債務者　石崎　美里
1　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７５８号
福岡県筑紫野市大字常松379番地２　昴壱番館201号
債務者　的野　有紀
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７６７号
福岡県春日市小倉東１丁目40番地　春日サンハイツ３棟110号
債務者　三池　一幸
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７７９号
福岡市早良区西新２丁目12番８号　サンビーチビル101号
債務者　濱　　良之
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部